

用途	規模	令和4年度 報告対象建築物 件数		
		建築	設備	防火設備
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	・地階又は3階以上の階のA>100㎡ ・客席部分のA≥200㎡(Aが避難階のみにあるものは除く) ・主階が1階にないもの(劇場・映画館・演芸場) ・A>300㎡(劇場・映画館・演芸場・観覧場)		10	9
ホテル、旅館	・地階又は3階以上の階のA>100㎡ ・2階のA≥300㎡ ・地階又は3階以上の階にAを含み、かつA>300㎡		42	34
病院(患者の収容施設があるものに限る)	・地階又は3階以上の階に当該用途があるもの ・2階のA≥300㎡ ・階数が3以上 かつ A>300㎡ 上記規模以外で、床面積が200㎡以上の建物は防火設備のみ対象	45	46	42
百貨店・マーケット・その他物品販売を営む店舗・展示場等	・地階又は3階以上の階のA>100㎡ ・2階のA≥500㎡ ・A≥3000㎡(Aが避難階のみにあるものは除く) ・地階又は3階以上の階にAを含み、かつ A>1000㎡(展示場除く)	42	43	39
飲食店等<※1>	・地階又は3階以上の階のA>100㎡ ・2階のA≥500㎡ ・A≥3000㎡(Aが避難階のみにあるものは除く) 展示場除く	85	85	74
診療所(患者の収容施設があるものに限る)	・地階又は3階以上の階に当該用途があるもの ・2階のA≥300㎡ ・階数が3以上 かつ A>300㎡ 上記規模以外で、床面積が200㎡以上の建物は防火設備のみ対象		35	15
就寝用福祉施設<※2>	・地階又は3階以上の階のA>100㎡ ・2階のA≥300㎡ 上記規模以外で、床面積が200㎡以上の建物は防火設備のみ対象		99	65
体育館、博物館、美術館等<※3>	・3階以上の階のA>100㎡ ・A≥2000㎡(Aが避難階のみにあるものは除く)		2	2
共同住宅	共同住宅の用途に供する建築物で、5階以上の階にその用途に供する部分を有するもの	762		
小計		934	362	280
計		1576		

<※1>飲食店等とは、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、及び飲食店の用途に供する建築物です。

<※2>就寝用福祉施設とはサービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の事業所、老人デイサービス、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る)の事業所(利用者の就寝の用に供するものに限る。)

<※3>体育館、博物館、美術館等には、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場を含みます。(※いずれも学校に附属するものを除きます)